

12 学校給食費の未納問題

平成27年度における、学校給食費の未納の理由は、次のとおりであった。

未納の理由	児童生徒数	未納者全体に占める割合
保護者の責任感、規範意識	3, 362人	81.7%
保護者の経済的な問題	671人	16.3%
その他	83人	2.0%

※児童生徒数は、重複あり

(1) 問題の所在

学校給食費の未納は、保護者間の負担の公平性を著しく欠くばかりか、それが学校給のための食材料費そのものであるため、児童生徒に対する学校給食の提供に支障をきたすおそれがある。

(2) 学校給食費の会計方法による未納の影響

学校給食費は、公会計・私会計の会計方法に関わらず、食材料費等に充てられているが、その収納方法や物資購入の仕組みは、公会計か私会計かで大きく異なっている。

ア 公会計

公会計の場合、保護者から納付された学校給食費は、学校や共同調理場、教育委員会において自治体への歳入として処理される。学校給食費はあらかじめ歳入予算に、食材料費（賄材料費）は歳出予算に計上され、自治体は調定額（保護者から徴すべき学校給食費の額）を支出するため、学校給食費の未納は一般会計からの繰入額が必要になるため、即ち自治体、ひいては住民の損害となる。

イ 私会計

私会計の場合、学校給食費は保護者から学校又は学校を通じて共同調理場へ納入され、学校や共同調理場は、納入された学校給食費の範囲内で食材を購入する。よって、未納の学校給食費分の食材料費そのものを切り詰めざるを得なくなるので、学校給食費をきちんと納入した保護者にとって不平等となるばかりでなく、学校給食費の未納は全体の学校給食の内容そのものの低下や円滑な学校給食の実施に支障をもたらす。また納付の遅延であっても、学校給食の運営に与える影響は大きい。

(3) 学校給食費の法的整理

ア 自治体と保護者の関係

学校の学校給食の提供と保護者の費用負担が対価的な意義を有していること、また、学校給食費が民法173条3号の適用となる行政実例があることから、この関係に債権債務関係があると考ええる。

イ 債権債務関係の当事者

(ア) 公会計

学校給食の実施者は自治体である。（学校給食法4条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律30条）

自治体から学校給食が児童・生徒に提供される一方、保護者からの学校給食費は自治体の歳入となる。このことから、債権債務関係の当事者は自治体と保護者であると考えられる。

(イ) 私会計

私会計では、学校給食費は学校に納入され、学校や共同調理場の責任で食材の購入費等に充てられている。

学校給食の実施者は、学校の設置者たる自治体である。このことから学校給食費納入の反対給付たる学校給食の提供の責務を負う者は、自治体であることは間違いない。

この点から、私会計にあっても、学校給食の提供と学校給食費の納入という債権債務関係は、自治体と保護者と考えることができる。

(4) 債権の回収

- ・学校給食費を金銭給付の目的をする自治体の債権と考える以上、自治体が未納を放置することは許されず、督促・取立て等の必要な措置をとらなければならない。

(地方自治法240条2項、同法施行令171条、同171条の2)

- ・他の自治体債権の滞納対策と歩調を合わせて、その滞納状況を広報するとともに、学校給食費の滞納についても毅然とした対応を行う旨を保護者等に周知する。

- ・地方自治法236条4項では、民法153条の規定にかかわらず、自治体とする納入の通知及び督促について絶対的な時効中断の効力を認めている。

- ・学校給食費について、民法404条の規定により、遅延延滞金の徴収ができる。